

## 一般社団法人日本小児神経学会 小慢・指定難病に関する委員会細則

### 第1条 委員会の目的

日本小児神経学会 小慢・指定難病に関する委員会（以下、「本委員会」という）は、厚生労働省による小児慢性特定疾患事業および難治性疾患克服研究事業に際し、当学会が関係する疾患について適切に評価され、指定を受け、運営されるよう活動を行うことを目的とする。また、両事業の運営について、厚生労働省および小児科学会小児慢性疾患委員会等関連学会と協力し、小児慢性特定疾病の中央コンサルテーション・システム等を担当する。

### 第2条 委員の任期

- 1 委員長及び委員の任期は1期2年とし、原則再任は4回までとする。
- 2 委員長および委員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

### 第3条 定員

定員は20名（アドバイザーを除く）以下とし、地域性と専門分野を考慮し委員長が推薦し、理事長が委嘱する。

### 第4条 改廃

この細則の改廃は、委員会の議決を経て、担当理事が理事会に諮り理事会の承認を持って行うものとする。

平成27年8月7日 制定  
平成28年6月29日 変更